

プロバイダー責任制限法～インターネット上で誹謗中傷された場合～

● 情報の流通によって、自己または他人の権利が侵害された場合の対処方法とは（「プロバイダー責任制限法」の概要）

Q

① 私が利用している携帯電話のコミュニティサイトの掲示板に、友人が誤って私の携帯電話番号を投稿してしまいました。このサイトを運営しているプロバイダーの掲示板管理者に対して削除してほしい旨のお願いをしましたが、まったく対処してくれません。どうしたらよいのでしょうか。

② 私はインターネットを使つたショッピングサイトを運営しています。このサイトは、ご利用いただいたお客様に商品の感想を書き込んでいただいている「削除してほしい」とのメールが届きました。「削除しない場合は、弊社に対して損害賠償の請求をする」と言われています。どのように対応したらいでしようか。

二〇〇三（平成十三）年三月、eJapan重点計画（高

度情報通信ネットワーク社

A

会推進戦略本部）において、インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害に、プロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行うことが盛り込まれました。

そして、十一月三十日には、「プロバイダー責任制限法」が公布され、翌年五月二十七日に施行されました。正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」といいます。

① プロバイダー責任法の立法趣旨

情報通信技術の発達により、われわれは迅速に必要な情報を得ることができるようにになりました。自分の意見を不特定多数の人々に知つてもらうこともできます。しかし、違法なコピーや猥褻な文書・画像が氾濫し、詐欺や名誉毀損などの犯罪も多発するようになりました。

特に、匿名で投稿されるウェブ上の掲示

情報の開示によって権利の侵害があつた場合、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示を請求する権利について定めています（法第一条）。これにより、プロバイダーが加害者と被害者の双方からの責任追及を回避でき、プロバイダーとしての法的責任が明確になります。同時に、管理者としての責任が重くなりました。

② プロバイダー責任法の意義

プロバイダー責任法は全四条から成る法律です。この法律は特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示を請求する権利について定めています（法第一条）。これにより、プロバイダーが加害者と被害者の双方からの責任追及を回避でき、プロバイダーとしての法的責任が明確になります。同時に、管理者としての責任が重くなりました。

③ プロバイダー責任法で使用される用語の意味

本法律では、次のとおり、用語の定義をしています（法第二条）。

(1) 特定電気通信

インターネットソフトのウェブページやウェブ上の掲示板など、「不特定」の者によって受信されることを目的とする電気通信のこととをいいます。したがって、「特定」の者によって受信されることを目的とする通信は含みませんので、たとえスパムメール送信であっても、「特定」の者に対するメール送信は、本法律の対象となりません（法第二条第一号）。

(2) 特定電気通信設備

WWWサーバーやストリーミングサーバーなど、他人の権利を侵害する情報を不特定の者に向け、送信のために用いられる設備のことをいいます（法第二条第二号）。

(3) 特定電気通信役務提供者

WWWサーバーやストリーミングサーバーなどの特定電気通信設備を用いて、他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供する一般の企業、大学、個人なども、情報の流通により他人の権利侵害が行われた場合は、適切かつ迅速な対応を取り、発信者の開示請求に応じることができます。したがって、本法律の対象となります（法第

④ プロバイダー責任法の立法趣旨

二条第三号）。

（4） 発信者

設備の記録媒体に情報を記録し、または、当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者をいい、当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限ります（法第二条第四号）。

④ プロバイダー責任法の内容

プロバイダー責任法では、特定電気通信による情報の流通によって、権利の侵害が発生した場合、「二つの」とことを定めています。第一は、プロバイダーやサーバーの運営管理者の損害賠償が制限されること。第二は、被害者が発信者の情報を開示するようになりた。特定の者に送信されるものに限ります（法第二条第四号）。

⑤ プロバイダーの損害賠償の制限

プロバイダーなどの特定電気通信役務提供者が民事上の責任を負わない要件として、「他人の権利を侵害されていると信じるに足りる相当の理由があり」、自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報（当該権利を侵害したとする情報、侵害されたとする権利、および権利が侵害されたとする理由）が示され、侵害情報の送信を防止する措置を講じるよう申し出があった場合に、プロバイダーなどが侵害情報の発信者に対して送信防止措置を講じることに

同意するか否かを照会したうえで、発信者が照会を受けた日から七日を経過しても送信防止措置を講じることに同意しない旨の申し出がなかつたときに限ります（法第三条）。

（2） 発信者情報の開示請求

自己の権利を侵害されたとする者は、プロバイダーなどに対し、氏名、住所、その他の侵害情報など、発信者の特定に資する情報（発信者情報）の開示を請求することができます。

発信者情報は、（1）発信者の氏名または名称、（2）発信者の住所、（3）電子メールアドレス、（4）侵害情報に係るIPアドレス、（5）侵害情報が送信された年月日および時刻とされています。

この場合、開示関係役務提供者は、開示するか否かについて発信者の意見を開いたうえで、発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名前または生活の平穀を害する行為がないように、慎重な対応が必要です（法第四条）。

板は、犯罪の温床になりやすく、犯人の特定も困難です。名誉を毀損された本人は、ISPs事業者や掲示板の運営管理者に人物の特定を要求し、投稿内容の削除を求めるしか方法がありません。

もつとも、ISPs事業者や掲示板の運営責任者は、投稿者の同意なくデータを削除すれば、損害賠償を請求される可能性があります。投稿者が発信した情報は、プライバシーおよび匿名表現の自由、通信の秘密によって保護される情報であり、正当な理由なく発信者の意思に反して開示されることはできないからです。

逆に放置しておけば、被害者から責任を追及されることになり、プロバイダーにしてもれば、一種のジレンマです。そこで誕生したのは、プロバイダー責任法です。